

緑化・環境 CPD 検討部会 運営規則

平成 20 年 9 月 20 日 制定

(総則)

第1条 この規則は、緑化・環境 CPD 協議会会則第8条の定めにより、緑化・環境 CPD 検討部会の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 緑化・環境 CPD 検討部会(以下、部会という)は、緑化・環境 CPD 事業が円滑に運営されるよう、検討・企画をおこなう。

(業務)

- 第3条 部会は、緑化・環境 CPD に係わる継続教育プログラムの企画・調整、作成、認定行事の受付にあたる「プログラム班」、G-CPD システムのメンテナンス、登録更新などを行う「システム班」、ホームページの開設、更新などを行う「広報班」より構成する。
- 2 継続教育プログラムは、プログラム班が作成し、「緑化・環境 CPD プログラム認定委員会」の審査を受け、その認定を受ける。
 - 3 継続教育プログラム以外の検討・企画事項は理事会へ報告し、承認を受けた後、実施する。

(組織)

- 第4条 部会は、理事、及び協議会会長の推薦を受けたものにより構成され、協議会会長が部会長を委嘱する。
- 2 部会は、部会長が召集し、随時開催するものとする。
 - 3 部会には、幹事およびオブザーバーを置くことができる。
 - 4 部会の部会長および部員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(認定料)

第5条 CPD プログラムの認定料を次のように定める。

加入団体	期首認定	0	期首に申請し、認められたものに対しては、認定料を免除する。
	期首以外認定	2,000	緑化・環境 CPD 検討部会(プログラム班)、プログラム認定委員会の開催費用として
加入団体外		3,000	緑化・環境 CPD 検討部会(プログラム班)、プログラム認定委員会の開催費用として

(規則の変更)

第6条 本規則の変更、本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については部会において審議し、理事会に報告する。

付 則 この規則は、制定した日から施行する。